



熊本県公報

号外 第16号
令和4年(2022年)
3月29日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○令和3年度(2021年度)予算の要領	(財政課) 1
○令和4年度(2022年度)予算の要領	(〃) 4

告 示

熊本県告示第278号の2

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の補正予算が令和4年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第19号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,199,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098,299,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		301,571,440	6,783,173	308,354,613
	1 国庫負担金	51,229,033	824,287	52,053,320
	2 国庫補助金	247,695,051	5,958,886	253,653,937
2 繰入金		14,716,251	824,288	15,540,539
	1 基金繰入金	14,186,410	824,288	15,010,698
3 諸収入		97,304,677	591,750	97,896,427
	1 雑 入	17,135,824	591,750	17,727,574
歳 入 合 計		1,090,100,298	8,199,211	1,098,299,509

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 115,305,530	千円 1,465,649	千円 116,771,179
	1 社会福祉費	68,819,022	1,465,649	70,284,671
2 商 工 費		163,034,447	6,550,636	169,585,083
	1 商 業 費	137,136,103	6,550,636	143,686,739
3 教 育 費		140,177,823	182,926	140,360,749
	1 教育総務費	33,504,074	182,926	33,687,000
歳 出 合 計		1,090,100,298	8,199,211	1,098,299,509

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 3,291,680	千円 4,757,329
	1 社 会 福 祉 費	3,291,680	4,757,329
2 商 工 費		24,704,073	31,254,709
	1 商 業 費	24,704,073	31,254,709
3 教 育 費		1,204,162	1,387,088
	1 教 育 総 務 費	1,204,162	1,387,088
合 計		29,199,915	37,399,126

熊本県告示第278号の3

令和4年度(2022年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和4年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県一般会計予算

令和4年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ903,043,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 税		165,971,622
	1 県 民 税	45,906,071
	2 事 業 税	42,355,227
	3 地 方 消 費 税	31,568,931
	4 不 動 産 取 得 税	4,853,337
	5 県 た ば こ 税	2,031,227
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	585,629
	7 軽 油 引 取 税	14,727,065
	8 自 動 車 税	23,809,681
	9 鉦 区 税	9,745
	10 狩 猟 税	19,592
	11 産 業 廃 棄 物 税	105,117
2 地方消費税清算金		80,712,156
	1 地方消費税清算金	80,712,156

款	項	金 額
3 地方譲与税		千円 24,654,627
	1 特別法人事業譲与税	22,065,735
	2 地方揮発油譲与税	2,206,781
	3 石油ガス譲与税	62,635
	4 自動車重量譲与税	146,621
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	163,572
	7 航空機燃料譲与税	9,282
4 地方特例交付金		602,890
	1 地方特例交付金	602,890
5 地方交付税		219,481,000
	1 地方交付税	219,481,000
6 交通安全対策特別交付金		288,722
	1 交通安全対策特別交付金	288,722
7 分担金及び負担金		4,004,231

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	768,167
	2 負 担 金	3,236,064
8 使用料及び手数料		9,266,319
	1 使 用 料	6,398,749
	2 手 数 料	2,867,570
9 国庫支出金		177,930,002
	1 国庫負担金	43,141,338
	2 国庫補助金	132,183,400
	3 国庫委託金	2,605,264
10 財産収入		1,546,989
	1 財産運用収入	1,108,039
	2 財産売払収入	438,950
11 寄 附 金		239,423
	1 寄 附 金	239,423
12 繰 入 金		60,009,828

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	234,037
	2 基金繰入金	59,775,791
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		81,591,565
	1 延滞金、加算金及び過料等	122,268
	2 県預金利子	2,589
	3 貸付金元利収入	66,062,507
	4 受託事業収入	2,345,932
	5 収益事業収入	2,794,994
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	10,263,206
15 県債		76,744,000
	1 県債	76,744,000
歳 入 合 計		903,043,375

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円
		1,308,700
	1 議 会 費	1,308,700
2 総 務 費		41,885,763
	1 総 務 管 理 費	13,822,582
	2 企 画 費	7,735,721
	3 徴 税 費	7,388,953
	4 市 町 村 振 興 費	6,922,107
	5 選 挙 費	1,357,234
	6 防 災 費	4,003,944
	7 統 計 調 査 費	347,369
	8 人 事 委 員 会 費	152,019
	9 監 査 委 員 費	155,834
3 民 生 費		107,364,600
	1 社 会 福 祉 費	62,106,518

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	39,146,612
	3 生 活 保 護 費	4,934,040
	4 災 害 救 助 費	1,177,430
4 衛 生 費		116,392,362
	1 公 衆 衛 生 費	101,168,642
	2 環 境 衛 生 費	12,446,595
	3 保 健 所 費	1,523,416
	4 医 薬 費	1,253,709
5 勞 働 費		3,294,093
	1 勞 政 費	224,939
	2 職 業 訓 練 費	2,685,560
	3 失 業 対 策 費	290,745
	4 勞 働 委 員 会 費	92,849
6 農 林 水 産 業 費		66,410,251
	1 農 業 費	17,732,571

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,198,759
	3 農 地 費	22,745,568
	4 林 業 費	18,161,146
	5 水 産 業 費	5,572,207
7 商 工 費		80,361,187
	1 商 業 費	71,553,065
	2 工 鉦 業 費	7,032,206
	3 観 光 費	1,775,916
8 土 木 費		84,360,746
	1 土 木 管 理 費	2,454,635
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,977,217
	3 河 川 海 岸 費	32,732,551
	4 港 湾 費	4,997,368
	5 都 市 計 画 費	4,969,709
	6 住 宅 費	2,229,266

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 40,023,458
	1 警 察 管 理 費	35,698,446
	2 警 察 活 動 費	4,325,012
10 教 育 費		139,285,133
	1 教 育 総 務 費	33,151,761
	2 小 学 校 費	36,679,996
	3 中 学 校 費	21,242,714
	4 高 等 学 校 費	29,904,355
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,107,125
	6 大 学 費	1,280,510
	7 社 会 教 育 費	2,065,288
11 災 害 復 旧 費		22,508,015
	1 総 務 災 害 復 旧 費	3,408,487
	2 民 生 災 害 復 旧 費	1,970,114

款	項	金 額
		千円
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	7,100,817
	4 商工災害復旧費	203,132
	5 土木災害復旧費	9,464,012
	6 警察災害復旧費	2,271
	7 教育災害復旧費	359,182
12 公 債 費		102,048,848
	1 公 債 費	102,048,848
13 諸 支 出 金		97,600,219
	1 繰 出 金	16,425,004
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	407,425
	3 利子割交付金	104,114
	4 利子割精算金	143
	5 地 方 消 費 税 金 清 算	31,056,328
	6 地 方 消 費 税 金 交 付	40,572,583
	7 配当割交付金	504,063

款	項	金 額
		千円
	8 株式等譲渡所得割 交 付 金	893,726
	9 軽油引取税金 交 付 金	3,580,228
	10 所得割交付金	136,524
	11 環境性能割金 交 付 金	792,900
	12 法人事業税金 交 付 金	3,127,181
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		903,043,375

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊 本 市	令和5年度	千円 434,150
2 県庁舎新館改修工事設計業務 熊 本 市	令和5年度	31,150
3 県庁舎本館等LED照明設備改修事業 熊 本 市	令和5年度	436,870
4 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	令和5年度	788,420
5 消防学校施設整備事業 益 城 町	令和5年度	640,863
6 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和4年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和4年度 ～令和7年度	7,500
7 動物愛護センター整備事業 宇 城 市	令和5年度	223,190
8 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和5年度	654,653
9 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する 生活費等資金の貸付け	令和5年度 ～令和7年度	6,303
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	2,101 2,101 2,101
10 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和5年度 ～令和9年度	57,435
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
11 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和5年度	1,098,848

事 項	期 間	限 度 額											
12 障がい者訓練委託業務	令和5年度	千円 2,605											
13 離職者訓練等委託業務	令和5年度	174,823											
14 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和4年度 ～令和14年度	90,000											
15 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に10億円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和4年度 ～令和14年度	600,000											
16 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,200万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和4年度 ～令和14年度	74,000											
17 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和4年度において総額57億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和5年度 ～令和25年度	626,776											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行 15年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行 20年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>年0.80%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行 15年 以内	年1.30%以内		共 同	農 協 銀 行 20年 以内	年1.30%以内	年0.80%以内	年次別内訳 令和5年度 66,971 令和6年度 69,293 令和7年度 69,100 令和8年度 65,159 令和9年度 59,673 令和10年度 54,258 令和11年度 48,549 令和12年度 42,987 令和13年度 37,425 令和14年度 31,949 令和15年度 26,299 令和16年度 20,738 令和17年度 15,175 令和18年度 9,638 令和19年度 4,052 令和20年度 2,097 令和21年度 1,557 令和22年度 1,089 令和23年度 615 令和24年度 145 令和25年度 7
区 分	期 間	利子補給率											
個 人	農 協 銀 行 15年 以内	年1.30%以内											
共 同	農 協 銀 行 20年 以内	年1.30%以内											
		年0.80%以内											

事 項	期 間	限 度 額				
18 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和4年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給 <table border="1" data-bbox="233 544 853 678"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内	令和5年度 ～令和20年度	千円 46,742
	期 間	利子補給率				
15年以内	年1.30%以内					
年次別内訳 令和5年度 6,080 令和6年度 6,250 令和7年度 6,250 令和8年度 5,716 令和9年度 5,017 令和10年度 4,310 令和11年度 3,603 令和12年度 2,897 令和13年度 2,190 令和14年度 1,483 令和15年度 1,113 令和16年度 848 令和17年度 588 令和18年度 327 令和19年度 67 令和20年度 3						
19 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和4年度 ～令和5年度	698,076				
20 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和4年度 ～令和5年度	4,054				
21 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和5年度 ～令和6年度	420,000				
	年次別内訳 令和5年度 320,000 令和6年度 100,000					
22 画図東部2期地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和5年度	210,000				
23 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和5年度 ～令和7年度	1,290,000				
	年次別内訳 令和5年度 300,000 令和6年度 450,000 令和7年度 540,000					

事 項	期 間	限 度 額
24 梅林地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和5年度	千円 156,000
25 大開地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和5年度 ～令和6年度	462,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	300,000 162,000
26 荒木浜地区農業生産基盤整備事業 上 天 草 市	令和5年度	75,000
27 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和5年度 ～令和8年度	1,864,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	422,000 649,000 480,000 313,000
28 網田地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和5年度 ～令和6年度	631,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	370,000 261,000
29 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和5年度 ～令和8年度	5,250,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,500,000 1,700,000 1,200,000 850,000
30 益南地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和5年度	150,000
31 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和5年度 ～令和8年度	2,826,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	346,000 1,284,000 888,000 308,000
32 豊川中央地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和5年度	200,000

事 項		期 間	限 度 額											
33 平原地区農村地域防災減災事業 長 洲 町		令和5年度 ～令和6年度	千円 250,000											
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	150,000 100,000											
34 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町		令和5年度 ～令和6年度	1,510,000											
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	710,000 800,000											
35 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和4年度において総額8億5,500万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給		令和5年度 ～令和24年度	82,257											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設 等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設 等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.70% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補給率	個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内
区 分	期 間	利 子 補給率												
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内											
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内												
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内											
36 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和4年度において総額8,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給		令和5年度 ～令和14年度	6,767											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内	年次別内訳 令和5年度 1,041 令和6年度 1,043 令和7年度 1,041 令和8年度 966 令和9年度 817 令和10年度 670 令和11年度 520 令和12年度 371 令和13年度 223 令和14年度 75								
期 間	利子補給率													
10年以内	年1.30%以内													
37 漁業取締船「ひご」・「あまくさ」代船建造事業		令和5年度	748,241											

事 項	期 間	限 度 額			
38 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額190億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和4年度 ～令和17年度	千円 217,920			
39 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和5年度 ～令和14年度	12,004			
	<table border="1" data-bbox="231 698 853 822"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内
期 間	利子助成率				
10年以内	年1.0%以内				
40 福岡事務所施設賃借	令和5年度 ～令和6年度	19,519			
	年次別内訳 令和5年度 10,184 令和6年度 9,335				
41 企業立地促進費補助	令和5年度 ～令和8年度	1,200,000			
	年次別内訳 令和5年度 300,000 令和6年度 300,000 令和7年度 300,000 令和8年度 300,000				
42 道路改築事業 (国道266号新大矢野トンネル) 上天草市	令和5年度 ～令和7年度	4,800,000			
	年次別内訳 令和5年度 1,800,000 令和6年度 1,500,000 令和7年度 1,500,000				
43 地域道路改築事業 (国道389号下田南4号トンネル) 天草市	令和5年度 ～令和6年度	1,600,000			
	年次別内訳 令和5年度 800,000 令和6年度 800,000				

事 項	期 間	限 度 額
44 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和5年度	千円 1,133,666
45 小川工業高校実習棟改築工事 宇 城 市	令和5年度	1,362,379
46 県立高等学校仮設校舎賃借	令和5年度 ～令和9年度	681,521
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	165,248 198,297 198,297 111,082 8,597
47 県立高等学校空調設備整備事業 八 代 市 ほか2市町	令和5年度	144,321
48 球磨支援学校整備事業 多 良 木 町	令和5年度	1,906,999
49 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和5年度	212,842
50 県営農地等災害復旧事業	令和5年度 ～令和7年度	3,500,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	100,000 1,700,000 1,700,000
51 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和5年度 ～令和24年度	9,539
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度	829 829 829 805 756 707 658 610 561 512 464 415 366 317 269 220 171 122 74 25

期 間	利子助成率
20年以内	年2.0%以内

事 項	期 間	限 度 額
52 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和4年度 ～令和14年度	千円 元金 1,170,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
53 県有施設等管理業務	令和5年度	1,430
54 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	291,553
	年次別内訳 令和5年度 108,559 令和6年度 46,128 令和7年度 45,734 令和8年度 45,734 令和9年度 45,398	
55 事務機器等賃借	令和5年度 ～令和11年度	2,780,037
	年次別内訳 令和5年度 589,830 令和6年度 569,566 令和7年度 568,445 令和8年度 567,759 令和9年度 386,931 令和10年度 83,301 令和11年度 14,205	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	千円 790,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
土地改良 国庫補助事業費	2,619,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地海岸保全 国庫補助事業費	412,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
農地防災 国庫補助事業費	231,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	利率の見直しを行 った	
湛水防除 国庫補助事業費	469,000	発行を含む。)	後において	
林道 国庫補助事業費	567,000	(その他) 工事その他の都	は、当該見 直し後の利 率)	
治山 国庫補助事業費	3,611,000	合により、一部又 は全部を翌年度以		
保安林整備 国庫補助事業費	202,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	174,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
漁港 国庫補助事業費	381,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁港海岸保全 国庫補助事業費	8,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
観光施設整備 事業費	120,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,720,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,688,000			
河川 国庫補助事業費	1,860,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防 国庫補助事業費	千円 3,490,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
河川海岸保全 国庫補助事業費	152,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
港湾建設 国庫補助事業費	330,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
土地区画整理 事業費	231,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直し	ただし、県財政 の都合により、繰
街路 国庫補助事業費	715,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること
都市公園整備 事業費	122,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	とができる。
空港直轄事業 負担金	94,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
土地改良直轄事業 負担金	576,000	り入れることがで きる。		
農地海岸直轄事業 負担金	466,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
道路直轄事業 負担金	5,411,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
河川直轄事業 負担金	5,713,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
砂防直轄事業 負担金	873,000	ことができる。		
港湾直轄事業 負担金	1,037,000			
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	677,000			
福祉施設 過年発生国庫 補助事業費	567,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害 過年度発生国庫費 補助事業費	千円 83,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
治山災害 現年度発生国庫費 補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
治山災害 過年度発生国庫費 補助事業費	332,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
漁港災害 現年度発生国庫費 補助事業費	6,000			
公共土木 現年度発生国庫費 補助事業費	329,000			
公共土木 過年度発生国庫費 補助事業費	2,155,000			
教育施設 過年度発生国庫費 補助事業費	81,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
土地改良直轄 災害復旧事業負担金	14,000			
総合庁舎整備 事業費	1,998,000			
県立劇場整備 事業費	21,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	514,000			
防災施設 整備事業費	412,000			
くまもと県民交流館 整備事業費	5,000			
総合相談所 整備費	70,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児福祉施設整備事業費	千円 27,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
老人福祉施設整備事業費	40,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
保健環境科学研究所整備事業費	53,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
環境センター整備事業費	63,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	利率の見直 しを行った	
保健所整備事業費	6,000	発行を含む。) (その他)	後において は、当該見 直し後の利 率)	
技術短期大学校整備事業費	54,000	工事その他の都 合により、一部又		
農業公園整備事業費	6,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
農業大学校整備事業費	268,000	り入れることがで きる。		
単県農業農村整備事業費	4,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単県林道整備事業費	23,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
単県治山事業費	99,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
森林公園整備事業費	9,000	ことができる。		
単県漁港整備事業費	51,000			
くまモンスクエア整備事業費	108,000			
単県道路整備事業費	1,822,000			
単県河川整備事業費	6,761,000			
単県砂防整備事業費	1,446,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単県河川海岸整備事業費	千円 249,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単県港湾整備事業費	538,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
天草空港整備事業費	60,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
交通安全施設整備事業費	267,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	
私立学校施設整備事業費	4,000	(その他)	後において	
県立高等学校整備事業費	3,633,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	は、当該見 直し後の利 率)	
社会教育施設整備事業費	239,000			
県立美術館整備事業費	9,000			
県営体育施設整備事業費	126,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
総務施設 過年発生単県 災害復旧事業費	1,993,000			
耕地 過年発生単県 災害復旧事業費	418,000			
治山 現年発生単県 災害復旧事業費	23,000			
漁港 現年発生単県 災害復旧事業費	2,000			
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費	274,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 土 木 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円 102,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	14,000	会社、その他 (借入方法)	(ただし、 利率見直し 方式で借り	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償
臨時財政対策債	11,544,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 業 整 備 費</p>	<p>千円</p> <p>81,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内</p> <p>年賦元利均等償還又は元金均等償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>
<p>計</p>	<p>76,744,000</p>			

令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和4年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ695,478千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		25
	1 一般会計繰入金	25
2 繰 越 金		5,817
	1 繰越金	5,817
3 諸 収 入		689,636
	1 貸付金元利収入	686,336
	2 雑 入	3,300
歳 入 合 計		695,478

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 11,291
	1 中小企業振興資金	11,291
2 公 債 費		635,083
	1 公 債 費	635,083
3 諸 支 出 金		49,104
	1 繰 出 金	49,104
歳 出 合 計		695,478

令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,564千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		13,063
	1 繰 越 金	13,063
2 諸 収 入		83,501
	1 貸付金元利収入	83,501
歳 入 合 計		96,564

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円
		96,564
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	96,564
歳 出 合 計		96,564

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和5年度 ～令和10年度	千円 377,718
	年次別内訳	
	令和5年度	62,953
	令和6年度	62,953
	令和7年度	62,953
	令和8年度	62,953
	令和9年度 令和10年度	62,953 62,953

令和4年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和4年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,600,000
	1 証 紙 収 入	2,600,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,800,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		2,800,000
	1 繰 出 金	2,800,000
歳 出 合 計		2,800,000

令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和4年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389,226千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		21,402
	1 使 用 料	21,402
2 財 産 収 入		176,634
	1 財 産 運 用 収 入	274
	2 財 産 売 払 収 入	176,360
3 繰 入 金		117,571
	1 一 般 会 計 繰 入 金	106,287
	2 基 金 繰 入 金	11,284
4 繰 越 金		73,619
	1 繰 越 金	73,619
歳 入 合 計		389,226

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		389,226
	1 高 等 学 校 費	389,226
歳 出 合 計		389,226

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,854,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		850,432
	1 使 用 料	850,432
2 財 産 収 入		80,000
	1 財 産 売 払 収 入	80,000
3 繰 入 金		824,105
	1 一 般 会 計 繰 入 金	824,105
4 繰 越 金		16,519
	1 繰 越 金	16,519
5 諸 収 入		10,899
	1 雑 入	10,899
6 県 債		1,072,800
	1 県 債	1,072,800
歳 入 合 計		2,854,755

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,057,793
	1 港 湾 費	1,057,793
2 公 債 費		1,796,962
	1 公 債 費	1,796,962
歳 出 合 計		2,854,755

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 八代港コンテナターミナル管理運営業務	令和5年度	千円 2,117
2 物流拠点機能向上事業 (ガントリークレーン) 熊 本 市	令和5年度 ～令和6年度	1,303,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	650,000 653,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,072,800</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和4年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,408千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		38,770
	1 財 産 運 用 収 入	38,770
2 繰 越 金		41,638
	1 繰 越 金	41,638
歳 入 合 計		80,408

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		80,408
	1 港 湾 費	80,408
歳 出 合 計		80,408

令和4年度熊本県有英資金等貸与特別会計予算

令和4年度熊本県の有英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ724,323千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 920
	1 財 産 運 用 収 入	920
2 繰 越 金		35,392
	1 繰 越 金	35,392
3 諸 収 入		688,011
	1 貸 付 金 元 利 収 入	688,011
歳 入 合 計		724,323

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		724,323
	1 育 英 資 金	724,323
歳 出 合 計		724,323

令和4年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和4年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 810,920千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		678
	1 一般会計繰入金	678
2 繰 越 金		269,334
	1 繰 越 金	269,334
3 諸 収 入		540,908
	1 貸付金元利収入	374,658
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		810,920

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 810,915
	1 林 業 改 善 資 金	810,915
2 諸 支 出 金		5
	1 繰 出 金	5
歳 出 合 計		810,920

令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,976千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		771
	1 一般会計繰入金	771
2 繰 越 金		76,951
	1 繰 越 金	76,951
3 諸 収 入		78,254
	1 貸付金元利収入	78,254
歳 入 合 計		155,976

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		155,976
	1 沿岸漁業改善資金	155,976
歳 出 合 計		155,976

令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和4年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,194,144千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 774,504
	1 繰 越 金	774,504
2 諸 収 入		1,419,640
	1 貸付金元利収入	1,419,640
歳 入 合 計		2,194,144

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,103,144
	1 市町村振興資金	2,103,144
2 諸 支 出 金		91,000
	1 繰 出 金	91,000
歳 出 合 計		2,194,144

令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和4年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276,572千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,606
	1 財 産 運 用 収 入	26,606
2 繰 入 金		35,049
	1 一 般 会 計 繰 入 金	35,049
3 繰 越 金		214,917
	1 繰 越 金	214,917
歳 入 合 計		276,572

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 240,618
	1 工 鉱 業 費	240,618
2 公 債 費		17,293
	1 公 債 費	17,293
3 諸 支 出 金		18,661
	1 繰 出 金	18,661
歳 出 合 計		276,572

令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
 令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,734,414千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		107,320
	1 諸 収 入	107,320
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
3 支 援 措 置 費		1,594,362
	1 国 庫 支 出 金	429,282
	2 繰 入 金	1,059,080
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,734,414

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,602
	1 公 債 費	536,602
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
3 支 援 措 置 費		1,165,080
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	1,059,080
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,734,414

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和4年度熊本県公債管理特別会計予算

令和4年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,380,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		396,804
	1 財 産 運 用 収 入	396,804
2 繰 入 金		55,397,470
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,522,470
	2 基 金 繰 入 金	17,875,000
3 県 債		49,586,513
	1 県 債	49,586,513
歳 入 合 計		105,380,787

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円
		105,380,787
	1 公 債 費	105,380,787
歳 出 合 計		105,380,787

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 49,586,513	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,280,827千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		55,261,317
	1 負 担 金	55,261,317
2 国庫支出金		58,643,832
	1 国庫負担金	37,398,855
	2 国庫補助金	21,244,977
3 財産収入		27,680
	1 財産運用収入	27,680
4 繰入金		12,355,704
	1 一般会計繰入金	11,795,704
	2 基金繰入金	560,000
5 繰越金		1,181,081
	1 繰越金	1,181,081
6 諸収入		64,811,213
	1 雑 入	64,811,213

款	項	金 額
		千円
歳 入 合 計		192,280,827

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		192,104,100
	1 社 会 福 祉 費	192,104,100
2 衛 生 費		176,727
	1 公 衆 衛 生 費	176,727
歳 出 合 計		192,280,827

令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	30,300,215 m ³
(3) 1日平均処理水量	83,014 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	300,000千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	70,000千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	335,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流域下水道事業収益		3,277,562千円
第1項 営業収益		1,493,067千円
第2項 営業外収益		1,784,495千円

	支 出	
第1款 流域下水道事業費用		3,256,857千円
第1項 営業費用		3,158,013千円
第2項 営業外費用		98,844千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額497,954千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,553千円及び過年度分損益勘定留保資金448,401千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		929,561千円
第1項 企業債		376,600千円
第2項 補助金		370,000千円
第3項 負担金		174,100千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円

	支 出	
第1款 資本的支出		1,427,515千円
第1項 建設改良費		727,012千円
第2項 企業債償還金		691,642千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ場新設等) 八 代 市	令和5年度	千円 165,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	80,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域 下水道事業費	17,000	(その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	75,000	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
流域下水道事業 会計借換債	204,600			
計	376,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

54,061千円

令和4年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 102,766,000kWh
- (2) 主要な建設改良事業
 - イ 緑川発電所リニューアル事業 1,201,430千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	2,608,340千円
第1項 営業収益	2,581,320千円
第2項 営業外収益	27,020千円

支 出

第1款 事業費	2,533,700千円
第1項 営業費用	2,394,103千円
第2項 営業外費用	99,597千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,596,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170,983千円、過年度分損益勘定留保資金925,371千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,656,554千円
第1項 他会計からの返還金	265,554千円
第2項 企業債	1,371,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,252,908千円
第1項 建設改良費	1,850,816千円
第2項 企業債償還金	586,538千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円
第4項 予備費	50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち500,000千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等 更新事業	1,371,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

512,905千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	41箇所
(2) 年間総給水量	9,228,536 m ³
(3) 一日平均給水量	25,284 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,033,551千円
第1項 営業収益			669,856千円
第2項 営業外収益			363,695千円

支

出

第1款 事業費		1,190,143千円
第1項 営業費用		1,131,883千円
第2項 営業外費用		48,260千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,514千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,514千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			1,251,197千円
第1項 企業債			411,600千円
第2項 長期借入金			411,273千円
第3項 工事受託金			244,010千円
第4項 補助金			176,565千円
第5項 会計内返還金			7,749千円

支

出

第1款 資本的支出		1,269,711千円
第1項 建設改良費		661,600千円
第2項 企業債償還金		292,370千円
第3項 長期借入金償還金		300,741千円
第4項 予備費		15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	411,600	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

71,671千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、122,928千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 210,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			110,007千円
第1項	営業収益			107,351千円
第2項	営業外収益			2,656千円
		支	出	
第1款	事業費			55,298千円
第1項	営業費用			47,298千円
第2項	営業外費用			7,000千円
第3項	予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			0千円
		支	出	
第1款	資本的支出			50,000千円
第1項	他会計への繰出金 (積立金の目的外使用)			50,000千円

第5条 建設改良積立金のうち6,473千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,619千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和4年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	32,850人
外 来	26,730人
(3) 一日平均患者数	
入 院	90人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,717,875千円
第1項 医業収益			703,734千円
第2項 医業外収益			1,014,141千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,716,035千円
第1項 医業費用			1,680,924千円
第2項 医業外費用			34,611千円
第3項 予備費			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額119,687千円は過年度分損益勘定留保資金119,687千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			650,909千円
第1項 企業債			474,000千円
第2項 一般会計負担金			176,909千円
	支	出	
第1款 資本的支出			770,596千円
第1項 建設改良費			493,900千円
第2項 企業債償還金			271,696千円
第3項 予備費			5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更新事業	千円 474,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 1,074,903千円

(2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。